

製材品共同出荷長距離輸送支援事業実施要領

令和 7 年 5 月 1 2 日 制 定
環境森林部山村・木材振興課

第 1 目的

この事業は、物価高騰により製材品輸送費が値上がりし、長距離輸送で経営が圧迫されている製材工場、集成材工場、プレカット工場（以下「製材工場等」という。）の共同輸送を支援することにより、製材工場等の輸送負担を軽減し物流の効率化を図ることを目的とする。

その取扱は、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）及び製材品共同出荷長距離輸送支援事業補助金交付要綱（令和 7 年 5 月 12 日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業内容及び補助対象

（1）事業内容

首都圏、中京圏、関西圏に共同出荷で製材品を輸送する製材工場等に対して助成する。

ア 首都圏とは、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県をいう。

イ 中京圏とは、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県をいう。

ウ 関西圏とは、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県をいう。

エ 共同出荷とは、トレーラー及び大型トラック等で 2 者以上の製材工場等の荷物を混載して行う輸送をいう。

（2）補助対象者

共同出荷に取り組む製材工場等

（3）補助対象の要件

以下の要件を全て満たすものであることとする。

ア 宮崎県内に所在する製材工場等であること。

イ 共同出荷による製材品の輸送であること。

ウ 出荷先が首都圏、中京圏、関西圏であること。

エ 補助金交付決定日以降に製材品の輸送に着手するものであること。

オ 輸送する製材品は、すべて森林関係の法令に基づき合法的に伐採された木材（以下「合法木材」という。）であること。

カ 道路交通法、道路運送車両法、貨物自動車運送事業法を遵守した輸送であること。

（4）事業実施期間

補助金交付決定日から交付決定日の属する年度の 2 月末日までに出荷した製材品の輸送を対象とする。なお、製材品の到着日は 3 月 10 日を期限とする。

第3 事業の実施等

1 事業計画

本事業を実施しようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、要綱に定める事業計画書（要綱別記様式第1号）を作成し知事に提出するものとする。

2 事業計画の審査及び承認

- （1）本事業は、提出された事業計画書等の内容について審査を行う。
- （2）事業内容の詳細を把握するため、ヒアリングを実施する場合がある。
- （3）知事は、事業計画が適当と認めたときは、予算の範囲内で、事業実施主体へ補助予定額を内示する。

3 事業の実施

事業実施主体は、内示を受けた事業について補助金等交付申請書を提出すること。

4 事業の着手

事業実施主体は、補助金の交付決定後に事業着手するものとする。

5 実績報告

事業実施主体は、事業が完了したときは事業実績報告書を提出すること。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年5月12日から施行する。